

令和6(2024)年度とちぎで婚活応援業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する「令和6(2024)年度とちぎで婚活応援業務委託」を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。現場の状況に応じて簡易なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行うものとする。

1 業務名

令和6(2024)年度とちぎで婚活応援業務委託

2 業務の目的

結婚を希望する者が結婚活動（以下「婚活」という。）に前向きになる機運の醸成及び出会いの機会を創出するため、婚活のスキルアップセミナーと、地域の魅力等を体感しながら男女の交流を図る体験型の婚活イベントを実施する。

3 業務委託の概要

受託者は以下の業務について実施すること。

また、全ての業務を実施した後、結果についてまとめた事業完了報告書を県に提出すること。県による報告書の確認をもって、委託業務完了とする。

(1) 婚活セミナーの実施

ア 事前セミナーの企画・運営

イ 受講確認

(2) 婚活イベントの実施

ア 大規模イベント

イ 交流イベント

(3) 広報の実施

4 委託料

13,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とし、実施経費（事業の管理に要する経費を含む）の合計額に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

また、3(1)婚活セミナーの実施及び(2)婚活イベントの実施に要する経費は以下のとおりとする。

- 婚活セミナーは制作するセミナーの種類毎に、婚活イベントは実施回毎に経費を計上する。
- 受講者・参加者1人あたり10,000円（消費税額及び地方消費税額を除く。）を上限とする。
- 婚活セミナー及び婚活イベントの経費は各500人分を上限とし、受講者・参加者がそれぞれ500人を上回った場合においても、経費の上限は婚活セミナー及び婚活イベントで各500人分とする。
- 受講者・参加者がそれぞれ累計500人より下回った場合は、②で定める額に実際の受講者・参加者数を乗じた額を上限とする。

5 委託料の支払い

業務完了後の精算払いとする。

6 予定契約期間

契約締結の日から令和7(2025)年3月31日(月)まで。

7 婚活セミナー

(1) 全般

- ・ 婚活に前向きになり、積極的な交流を促すスキルアップセミナー（以下「講座」という）を実施すること。
- ・ 講座は「8 婚活イベント」への参加者全員が事前受講することを想定して実施し、イベント参加者の受講が確認できるようにすること。

(2) 実施方法

- ・ 講座をインターネット上で閲覧できる動画配信とし、受講確認はインターネット上で受験できるWEBテストにする等、受講者が集合することなくインターネット環境を利用することのみで受講できるようにすること。
- ・ 講座の受講および受講確認はインターネットブラウザのみで利用可能なものとし、専用ソフトウェア等のインストールを要しないものとする。
- ・ 講座の受講および受講確認に要するインターネットブラウザはパソコン、スマートフォン、タブレット等の各媒体から閲覧・利用が可能なものとし、各OS（Windows、MacOS、Android、iOS等）に対応すること。また、各インターネットブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari等）において、レイアウト崩れ等がなく、正常に表示されるものとする。

また、特定のブラウザやバージョンに可能な限り依存せず、パソコン、スマートフォン、タブレット等の環境に可能な限り影響されない、レスポンシブデザインとすること。

- ・ 講座の実施（動画の配信等）および受講確認は既存のインターネットクラウドサービス等を利用したものも可とする。ただし、利用に要するアカウントの取得や管理、受講者情報の管理等は受託者の責とし、県が策定している「栃木県情報セキュリティ基本方針」を理解し、これを遵守すると共に、利用開始前に県へセキュリティ対策や契約期間終了後のアカウントおよびデータの取り扱いを明瞭に提示の上、県の承諾を得ること。

(3) 講座内容

- ・ 婚活に前向きになり、積極的な交流を促す内容とすること。
- ・ 講座の動画は概ね10分程度を目指すこと。
- ・ 講座内容の想定受講者は20～39歳の未婚者とする。ただし、講座の受講自体は年齢等の制約は設けないこと。
- ・ 講座は2種類以上作成すること。

(4) その他

- ・ 講座の受講に際し、受講者から受講料金等を徴収しないこと。
- ・ 講座受講者に対し、アンケートを実施すること。

8 婚活イベント

(1) 共通事項

ア 全般

- ・ 地域の魅力を体感しながら異性との交流を図る体験型の婚活イベントとすること。

イ 開催地

- ・ 全て栃木県内とすること。
- ・ 県の指示に応じて、開催地の市町と事前調整を行うこと。その際に市町から要望があった事項については、費用対効果を考慮の上、誠意をもった対応を検討すること

ウ 募集

- ・ 応募要件として「7 婚活セミナー」で実施する講座の事前受講を付すこと。また、参加者を確定する時点で講座受講の有無を確認すること。
- ・ 参加者の男女人数比が同数に近づくよう配慮すること。
- ・ 参加者の募集においては、以下の参加優先枠の設定を検討すること。
 - ① とちぎ未来クラブが募集する「とちぎ結婚応援企業・団体」の従業員
 - ② 栃木県外から栃木県内への移住を検討する者
- ・ 定員に対して応募者多数の場合は、参加者の抽選を行うこと。
- ・ 参加費の徴収は可とし、イベント毎に異なる参加費を定めることも可とする。徴収する場合はより多くの方が参加しやすい金額になるよう配慮するとともに、事前に県の承認を得ること。なお、飲食物を提供する場合、参加者へ物品を提供する場合、一般に体験料等を徴収する内容を提供する場合は、実費相当額以上の参加費を設定すること。

エ イベント参加者への対応

- ・ イベント参加者に対し、とちぎ結婚支援センターの加入促進を行うこと。
- ・ 参加者に対しアンケートを実施し、婚活意欲の変化に関する項目を設けること。

(2) 大規模イベント

- ・ 定員を200名程度（男性100名程度、女性100名程度）とすること。
- ・ 県内外からの注目を集め、県内の結婚機運の高まりに寄与するイベントを目指すこと。
- ・ イベント終了後も交流できる組合せの創出（以下「マッチング」という。）の実施有無は、県と受託者で協議すること。

(3) 交流イベント

- ・ 20～40名程度が参加する婚活イベントを実施すること。
- ・ 実施回数は6回以上とする。

ただし、実施回数に関わらず、募集定員を累計 300 名以上とすること。

- ・ 開催地について、以下に掲げる各地域で各 1 回以上開催すること。

地域名称	市町名
県央地域	宇都宮市、上三川町
県西地域	鹿沼市、日光市
県東地域	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北地域	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南地域	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
安足地域	足利市、佐野市

- ・ (2) 大規模イベントの後に実施すること。
- ・ イベント参加者が最大 3 人までの異性とマッチングできる仕組み（以下「プレ交際」という。）を取り入れた、マッチング機会を提供すること。
- ・ 参加者のイベント参加登録、管理、マッチング、プレ交際機会の提供については、とちぎ結婚支援センターと連携の上、とちぎ結婚支援センターが有するシステムの活用を検討すること。
- ・ 成果として、累計でプレ交際 50 組以上のマッチングを目指すこと。

9 広報

- ・ 7、8 に定める業務を行う上で、必要な広報活動を実施すること。
- ・ 広報手法及び広報内容は事前に県と協議し、県の承諾後に広報を開始すること。
また、広報物の内容については県の承諾なく変更しないこと。

10 個人情報の取り扱い

本業務上で知り得た個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）や機密情報等の取り扱いには十分注意を払い、漏洩することがないようにすること。万が一個人情報の漏洩または漏洩が疑わしい事案が発生した場合は、速やかに県へ報告し、誠意をもって対応すること。

特に個人情報を収集する場合には事業の実施において必要最低限度の内容とし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、取扱いを適正に行うこと。

11 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品（広告等で使用する内容を含む）の全ての著作権及び複製権は、原則として全て県に帰属する。県に帰属できない内容については、納品及び使用前に受託者から県へ明瞭に示し、県の承諾を受けるものとする。

(2) 権利関係の処理

- ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果品が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととする。
- イ 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前述のとおりとする。
- ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の費用負担で対応するものとする。
- エ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については県と受託者で協議の上、処理することとする。

12 事業の実施に係る留意点

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県があらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (3) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (4) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、誠意を持って早急に対応を行うものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。